

## 事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	環境部廃棄物対策課
施策名	(5) 良好で快適な環境づくりの推進	課(室)長名	重野 哲
事業群名	③ PM2.5等大気汚染物質や漂着ごみ対策等の推進	事業群関係課(室)	環境政策課、地域環境課

### 1. 計画等概要

事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	海洋ごみ等の発生抑制対策事業に係るボランティア参加者数	目標値①		25,000人	26,000人	27,000人	28,000人	29,000人	29,000人(R2)	海岸漂着ごみ対策においては、漂着ごみ削減のための発生抑制対策が重要なことから、釜山広域市との交流事業、環境教育や啓発活動など市町・民間団体等と連携した発生抑制対策事業を通じて、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に取り組んでいる。平成30年度の実績は24,746人で、目標の91%となったが、発生抑制対策事業の実施事業数は目標の120%となった。
		実績値②	24,313人(H26)	23,704人	24,182人	24,746人			進捗状況	
②/①(達成率)			94%	93%	91%			やや遅れ		

### 2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					平成30年度事業の成果等	中核事業
				H29実績	うち一般財源	人件費(参考)		指標	主な目標	H29目標	H29実績	達成率		
1	取組項目 i	長崎発東アジアの環境技術発信事業 環境政策課	H27-R2	5,214	5,214	8,046	中国福建省生態環境庁、福建医科大学、福建省 CDC、日韓海峡沿岸8県市道 東アジア地域との環境保全に関する交流を通じた相互の人材育成や課題解決への貢献を図るため、中国福建省環境保護庁(現:生態環境庁)と、備忘録に基づく交流団の招聘、相互の職員派遣及び受入(各2人)を行うとともに、福建医科大学、福建省CDCとの共同研究に向けた協議を実施した。 また、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議(環境技術交流事業)において実施した「地下水の成分等の調査」の結果について、報告書の取りまとめの協議を実施した。	活動指標	実務者会議への参加回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・福建省との廃棄物処理や水質・大気等の現状や相互の地域ニーズの把握、韓国との地下水の日韓比較調査による現状把握を行うことができた。また、福建省CDCとは、R元年度からの次期共同研究に向けた相互調整を図ることができた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・各地域の行政機関等との交流を通じて各地域でのボランティア等への情報発信の重要性等、環境保全への意識の醸成により指標達成に寄与した。	○
				4,240	4,240	7,972		2	2	100%				
				5,478	5,478	7,973		成果指標	日韓での共同研究実施件数(件)	1	1	100%		
2	取組項目 ii	海岸環境保全対策推進事業	H22-R2	474,426	12,635	8,046	県内離島や釜山広域市等の高校生やNPOを五島市に招聘し、相互理解と発生抑制に関するワークショップを実施した。 市町に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。また、県管理海岸所管課(漁港漁場課・港湾課・諫早湾干拓課)において海岸漂着物の回収・処理を実施した。	活動指標	発生抑制対策の取組市町数(市町)	14	11	78%	●事業の成果 ・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・県・市町管理海岸における海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策の実施により、景観や生活衛生の向上と海岸環境保全に寄与した。	○
				511,221	43,335	7,972		15	10	66%				
		576,447	9,461	7,973	成果指標	発生抑制対策の実施事業数(事業数)		74	77	104%				
					74	89		120%						



### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 東アジア諸国との国際的な環境技術交流、環境保全への取組によるPM2.5、光化学オキシダント等の大気環境の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>福建省環境保護庁（現：生態環境庁）との間で両地域の環境の現状と課題等についての意見交換、県内環境関連企業等の視察と意見交換を行い、双方の環境問題への理解と環境技術の向上に寄与することができた。また、福建医科大学と交換したPM2.5に関するデータを用いた相関解析・発生源推定を実施し、双方の大気汚染の改善に向けた研究交流にも取り組んだ。今後とも、両地域の更なる大気環境等の改善に向けて、福建医科大学、福建省疾病予防管理センターとの共同調査を継続していく必要がある。</li> <li>日韓海峡沿岸8県市道の「地下水の成分等調査」においては、調査地点の地形・地質の状況及び土地利用の現状を反映した分析結果を得ることができ、引き続き、発生源等の原因に関する報告書の完成に向けて継続する必要がある。</li> </ul>
ii) 良好な海岸環境の保全と海岸漂着物発生抑制対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業における海岸漂着物の回収・処理により、良好な海岸環境の保全が図られており、引き続き、海岸漂着物の回収・処理を行う（H22～H30交付金による回収累計量：17,203t）。また、漂着ごみ削減のためには発生抑制対策が重要であるが、自治体とボランティア団体等との連携不足や参加者募集の周知が不十分であったため、目標とするボランティア参加者数に達しなかった。今後は更に市町等が実施するボランティア清掃等の取組への支援や、近隣県及び韓国などとの連携を強化する必要がある。</li> </ul>
iii) 工場・事業場の大気汚染物質監視等による大気環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の排出基準の遵守状況について確認した。</li> <li>平成30年度は、排出ガスの検査を実施した全ての工場・事業場において違反はなかった。今後とも大気汚染を防止するために排出基準の遵守状況を確認する必要がある。</li> </ul>
iv) 新規汚染物質も含めた大気の常時監視の強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視、有害大気汚染物質やダイオキシン類の環境監視を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。平成30年度は、光化学オキシダント注意報及びPM2.5の注意喚起を行わなかった。今後とも大気汚染状況について常時監視等で把握し、必要に応じ注意喚起等を行う必要がある。</li> </ul>

### 4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「—」と記載)	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	長崎発東アジアの環境技術発信事業	—	②⑦⑨	今後も、福建省生態環境庁との合意に基づき環境技術交流、行政交流、情報交換を行い、本県の環境技術に対するニーズ把握による県内環境関連企業との経済交流等をも視野に、庁内推進体制の強化等、庁内連携の今後のあり方等について検討していく。 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業では、1995年以降13件の共同調査を実施し、両地域間の友好増進と相互交流の促進に一定の成果が得られてきたが、過去に実施した酸性雨やPM2.5など、国を越えた広域的な共同調査の対象とすべき案件が出尽くしたことから、2020年度からは行政・研究分野の先進・優良事例の発表・意見交換会を実施する方向で韓国側と協議を進めていく。	改善
2	取組項目 ii	海岸環境保全対策推進事業	—	⑤⑥	自治体主催やボランティア主催の海岸清掃があることから、両者の連携を強化し、自治体のホームページにより募集案内を掲載するなど参加者の増加を図る。また、引き続き、海岸管理者による国の交付金を活用した海岸漂着物等の回収・処理や釜山広域市との交流等による発生抑制対策を継続するとともに、海洋プラスチック問題が世界的な関心を集めている現状を踏まえ、行政やボランティア団体、事業者等の多様な主体の適切な役割分担と連携・協力のあり方を検討する。	改善
3	取組項目 iii	工場監視指導費（大気）	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されている。現状において排出基準の違反は確認されていないが、排出基準の遵守状況の確認は必要であることから、引き続き法に基づく監視・指導をより効果的に行っていく。特に、自主測定が義務付けられている規模の大きい工場・事業場を中心に立入検査を行い、排ガスの排出状況を確認する。	現状維持

4		大気汚染監視テレメータ運営費	—	①	大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、大気環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要である。また、PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、県民の健康を保持するためその観測体制の維持が必要なことから、継続して監視を行う必要がある。しかし、長年環境基準を超過していない項目についてはより効率的な調整を行うため、引き続き見直しを検討する。	改善
5	取組 項目 iv	環境監視測定費(大気)	—	—	大気汚染防止法では、県の事務として有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握及び公表が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持
6		ダイオキシン類対策事業	県内の本土地区で測定サイクルの見直しを行った。	—	ダイオキシン類対策特別措置法では、県の事務として大気環境中等のダイオキシン類の汚染状況の把握や工場・事業場の監視・指導が規定されており、環境基準の達成状況や経年変化を継続して把握するとともに、工場・事業場からの排出基準の遵守状況を確認している。これまでに測定地点数の見直し等を行っており、引き続き効率的な環境監視を行う。	現状維持

注：「2.平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点